



ひかりちゃん

# 王寺町 人権施策に関する基本計画(概要版)

## 第1章 計画策定に当たって

この計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条及び「王寺町人権擁護に関する条例」第9条の規定により地方公共団体(町)の責務として、人権施策に関する基本的な施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。計画の期間は令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間とします。

ただし、社会情勢の変化や人権を取り巻く環境の変化に応じ、必要により見直しを行うこととします。

## 第2章 計画の基本的な考え方

人権施策の体系を下記のとおり設定し、基本理念の実現に向けて計画を推進していきます。

基本理念	全ての人権が尊重され、多様性を認め合い、誰もが生きがいを持って生活できる 心つながる「和のまち」王寺		
基本目標	①「いかなる場合でも差別は許されるものではない」という意識の浸透 ②「人権侵害を見た、受けた」と感じた時の相談場所や対処を学ぶ場所があり、それを実践する意識の向上 ③「人権を尊重する大切さ」について、広報紙やインターネットを通じての情報発信の強化 ④「人権を尊重する」ことを子どもたちが家庭や地域、学校で学び、親である子育て世代も学べる環境づくり		
施策の方向性	人権教育・啓発の推進	人権相談・支援体制の強化	分野別の人権施策の取組の推進

## 第3章 人権施策の推進について

人権施策の推進に向けて、「人権教育・啓発の推進」と「人権相談・支援体制の強化」に取り組みます。

### (1)人権教育・啓発の推進

#### ①家庭教育について

家庭教育は、全ての教育の出発点です。命を大切にする心、日常生活の中での豊かな他人への思いやり、さらに善惡の判断等、人権を尊重する意識を育む上で家庭教育機能を高めていくことが大切です。

#### <新たに実施を検討している主な取組>

- OPTA連絡協議会に人権啓発用DVDの貸出や人権に関するパンフレット、相談窓口一覧及び啓発物品の配布
- すくすく・わくわく広場での若い世代の保護者に人権に関するパンフレット、相談窓口一覧及び啓発物品の配布
- プレパパ、プレママ講座に人権に関するパンフレット、相談窓口一覧及び啓発物品の配布
- 町立図書館開催の子ども向けおはなし会で人権に関する絵本の読み聞かせの実施

#### ②地域社会に向けて

町民が時代に即した人権感覚を身につけていくよう、行政として人権啓発の取組を幅広く展開する必要があります。そのため王寺町公式LINEなどを活用して、人権学習懇談会、人権フェスタ、差別をなくす町民集会などの学習会やイベントを広く周知し、より多くの町民の参加に繋げていきます。

#### <現在実施している主な取組>

- 王寺町人権教育推進協議会、各自治会及び王寺町が連携した人権学習懇談会の開催
- 人権フェスタ、差別をなくす町民集会などの開催
- 義務教育学校5~9年生が作成した人権啓発ポスター・標語の展示
- 人権啓発無料レンタル傘の設置

#### <新たに実施を検討している主な取組>

- 王寺町公式LINEを活用して「毎月11日は人権を確かめ合う日」、7月の「差別をなくす強調月間」、12月の「人権週間」を周知することにより、町民の人権意識の向上を図る。

※「現在実施している主な取組」や「新たに実施を検討している主な取組」について、この概要版では抜粋して紹介しています。



てんいち先生とひかりちゃんは「奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会」のオリジナル人権キャラクターです。

### ③学校教育について

義務教育学校では子どもの生き抜く力を育む教育を目指して、成長段階に応じた教育を推進しており、子どもの人格形成や人権尊重の精神を育む上で重要な役割を担っています。また、子どもの発達段階に応じた人権尊重の心と態度、自己肯定感や自尊感情を育む教育も推進しています。

#### <現在実施している主な取組>

- 児童生徒及び保護者・職員を対象とした専門家による講演会の実施  
(インターネットを正しく安全に利用する方法や犯罪等に巻き込まれた時の対処方法など)
- 共生社会の実体験として「車いす体験」や「アイマスク体験」などの福祉体験学習の実施
- 性的マイノリティに関する正しい理解を促進するための取組の実施

### (2)人権相談・支援体制の強化

「人権が侵害されたと思った時」というのは人によって様々な事象が考えられるため、王寺町の窓口で全般的な相談を受け、必要に応じて、人権侵害された事象ごとに適切な相談窓口を案内します。また、相談窓口や相談機会の情報を広報、ホームページなどの広報媒体を活用しながら、悩みを抱える本人や関わりのある人たちに届くよう、様々な機会を捉えて周知及び啓発に努めます。

#### <現在実施している主な取組>

- 毎月2回(第1・3月曜日)人権相談窓口の開設
- 特設人権相談(6月「人権擁護委員の日」、7月「差別をなくす強調月間」、12月「人権週間」)窓口の開設
- ※上記の相談窓口を含め、全体的に人権相談についての相談機会を増やすことを検討
- <新たに実施を検討している主な取組>
- 「王伸」、町公式ホームページに加えて、王寺町公式LINEを活用して、人権相談窓口の開設についての周知
- 様々な人権侵害の事象に対応するため、なら人権相談ネットワーク(相談窓口一覧)を広報で周知
- 奈良地方法務局等の県内の人権相談窓口の周知

## 第4章 分野別の人権施策の具体的な取組について

あらゆる人権課題がある中で、本計画期間では主に次の9つの分野の人権施策について、取組を行います。

### (1)部落差別

部落差別についての正しい知識を得るために学校や地域における教育、啓発活動を推進します。また、部落差別に関する人権侵害について、「奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会」や奈良地方法務局等、関係機関・団体等と連携して、町民が安心して相談できる体制づくりに取り組みます。

#### <現在実施している主な取組>

- 町職員による「毎月11日は人権を確かめあう日」ワッペンを身に付けての啓発活動
- 人権啓発ポスターの展示
- 7月の「差別をなくす強調月間」や12月の「人権週間」での啓発物品の配布
- 職員や教職員に研修会を実施
- 住民票の写しや戸籍謄本等の不正取得に係る本人通知制度の導入と広報紙等による周知  
(※告知型本人通知制度)
- <新たに実施を検討している主な取組>
- 奈良地方法務局等の県内の人権相談窓口の周知

※判決等で住民票の写し等の不正取得が明らかになった場合にその旨を本人に通知する制度のこと。

# 王寺町 人権施策に関する基本計画(概要版)



## 第4章 分野別の人権施策の具体的な取組について(つづき)

### (2)外国人

在住外国人への相談、支援の充実を図ります。

<現在実施している主な取組>

○戦争による避難民の受け入れ(再開発住宅3戸活用)

<新たに実施を検討している取組>

○「なら人権相談ネットワーク」の外国人に関する相談窓口を広報などで周知

○多言語ユニバーサル情報配信ツールの導入

### (3)女性

女性に対する暴力は重大な人権侵害であることを町民に周知啓発するとともに関係機関と連携し、相談や自立支援に取り組みます。

<現在実施している主な取組>

○図書館で男女共同参画週間に合わせた関連本の展示

<新たに実施を検討している取組>

○すくすく広場やわくわく広場での若い世代の保護者に人権に関するパンフレット、相談窓口一覧及び啓発物品の配布

○プレパパ、プレママ講座に人権に関するパンフレット、相談窓口一覧及び啓発物品の配布

### (4)子ども

子ども一人ひとりが生命を大切にする心、自他の人格を尊重し、お互いの個性を認め合う心などの「豊かな心」を育めるような教育活動を推進します。

<現在実施している主な取組>

○教育相談 ○心の教室 ○児童虐待防止啓発ポスターの掲示

○突然の初潮など心理的な混乱による不登校の防止のため義務教育学校4年生以上のトイレに生理用品の設置

<新たに実施を検討している取組>

○町立図書館開催の子ども向けおはなし会で人権に関する絵本の読み聞かせの実施

### (5)高齢者

高齢者の人権を守るため関係機関と連携しながら、地域における権利擁護支援のためのネットワークづくり、制度の周知や啓発など安心して利用できる環境整備を推進します。

<現在実施している主な取組>

○権利擁護、虐待の早期発見、防止の相談支援の実施

<新たに実施を検討している取組>

○認知症理解のための講演会の実施

### (6)障がい者

障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会を実現するため、町民が多様な障がいの特性の理解に努め、障がいのある人が困っていること、配慮の仕方や手助けの方法を知り、実践していくように啓発します。

<現在実施している主な取組>

○「合理的な配慮物品の購入助成事業」として、自治会館において、スロープ等物品の購入の助成

○「王寺町手話言語条例」の制定に伴い、義務教育学校3年生に手話学習会を開催

○町立図書館において、図書の郵送サービスやマルチメディアディジタル図書(音声と一緒に文字や画像が表示されるデジタル技術を活用した図書)の貸出

<新たに実施を検討している取組>

○王寺町地域活動支援センターichinino<sup>※</sup>での障がいへの理解を深めるための機会の創出

### (7)インターネットによる人権侵害

正しい利用ルールやマナーなど人権の視点を踏まえたインターネット利用上の注意点について、様々な層を対象にした啓発を推進します。

<現在実施している主な取組>

○「県インターネット掲示板差別書き込みについて考えるプロジェクト会議」への参加

<新たに実施を検討している取組>

○正しい利用ルールやマナーなどについて、「王伸」、町公式ホームページで周知

### (8)災害によるもの

災害時における要配慮者については、「王寺町地域防災計画」などに基づき、地域ぐるみの支援体制の構築に努めます。

<現在実施している主な取組>

○災害時要支援者名簿の活用及び個別避難計画に基づく適切な避難誘導

○被災者への町営住宅の一時使用許可(桃山住宅)

<新たに実施を検討している取組>

○障がい者や女性などの目線に立った避難所の環境改善の検討

### (9)LGBTQ

LGBTQに対する理解を深めるための啓発に努めます。

※LGBTQとは、L(レズビアン)、G(ゲイ)、B(バイセクシュアル)、T(トランスジェンダー)、Q(クエスチョニング)のこと。

<現在実施している主な取組>

○LGBTQに関する正しい理解を促進するため「差別をなくす町民集会」などのイベントの開催

<新たに実施を検討している取組>

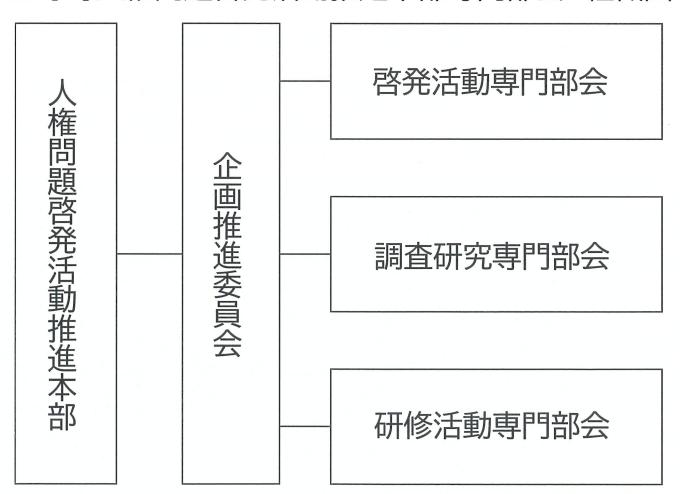
○LGBTQに対する理解を深めるため広報で啓発 ○パートナーシップ制度の調査、研究

## 第5章 計画の推進

### ○府内の連携体制

関係部局等からの情報を集約し、人権に係る現状・問題の把握ができる体制を整え、本計画の達成に向けて、「王寺町人権問題啓発活動推進本部」を中心に「王寺町人権推進協議会」や「王寺町人権教育推進協議会」などと連携を図りながら人権施策を総合的かつ計画的に推進します。

王寺町人権問題啓発活動推進本部専門部会 組織図



※障がいのある人などが地域社会とのつながりを持つよう、居場所づくりの活動を行っている施設のこと。